

電子契約を利用する際の契約手続について

電子契約を利用する場合、落札決定の日から7日以内に事業者及び本市が電子署名を行わなければならないため、契約事務を効率的に進められるよう以下の日程で契約手続を行いますので、御協力をお願いします。なお、再度入札を行う案件は、以下の日程が変更になるので注意してください。

契約日（予定） 令和7年10月14日（火）

※契約日は、当事者双方が署名した日になります。

番号	契約検査課宛て提出書類	提出期限
1	電子契約利用申請書 ※電子契約を希望する落札候補者のみ提出	令和7年10月6日（月） 10時
2	契約保証金の納付書 契約保証証書・履行保証保険等 又は 契約保証金免除のための履行実績を証する書面	令和7年10月10日（金） 10時
3	建築士法第22条の3の3に定める記載事項 ※建築設計又は工事監理業務の場合、必要	

1 電子契約利用申請書について

電子契約を希望する落札候補者は、誓約書等と併せて電子契約利用申請書を提出してください。

2 契約保証金の納付等について

契約保証金の納付又は履行保証保険の加入等が必要になります。証書及び約款を提出してください。保証金額は、契約金額（消費税込み（小数点以下切り捨て））の10分の1以上です。ただし、過去2箇年以内にされた官公庁との元請負契約で、今回の契約と同業種、同金額以上の実績を2件以上お持ちの場合に限り契約保証金が免除されます。実績を有する場合は、証明書の写しを提出してください。

3 建築士法第22条の3の3に定める記載事項について（※建築設計又は工事監理業務の場合）

「（別紙）建築士法第22条の3の3に定める記載事項書式」に必要事項を記載し、「建築士免許証又は建築士免許証明書の写し」と併せて委託担当課へ提出し、受付印の押印を受けた書類を提出してください。（書式・詳細は厚木市ホームページをご覧ください。）

※建築士法第24条の7に基づき、設計又は工事監理の委託は、契約締結前に重要事項説明が必要となります。

契約締結の流れ（コンサルタント業務）

